

平成 18 年 12 月 18 日

企業会計審議会 事務局 御中

全国銀行協会

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する
実施基準（公開草案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（意見事項）

内部統制の基本的枠組み

1. 「2. 内部統制の基本的要素」中「(6) IT（情報技術）への対応」

内部統制の基本的要素の一つとして「IT への対応」が切り出されたが、財務
報告作成プロセスにおいて頻繁に用いられているスプレッドシートに言及され
ていない。スプレッドシートに関する統制評価のスタンダードを是非とも記述
していただきたい。

2. 「4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任」

内部統制は一般の従業員が当事者意識をもって実行しないと有効に機能しな
いものであることをきちんと表現すべきである。

（理由）

経営者（内部統制の構築のためのスタッフを含む）が強力なリーダーシッ
プをもってプロジェクトを推進することを前提としても、現場の従業員が能
動的に関与しない限り内部統制の構築・維持管理は困難である。

原案では、それらの従業員については、「(5) 組織内のその他の者」と位置
付けられ役割と責任が矮小化されていると考える。

財務報告に係る内部統制の評価及び報告

1. 「1. 財務報告に係る内部統制の評価の意義」

(1) 「財務報告の範囲 口-a」

非財務に係る評価範囲は、例えば、総勘定元帳や補助元帳に記載されて財務諸表に係る評価対象とされた小科目ごとの金額まで分解した数値を記載している非財務項目に留めることとしていただきたい。

また、「財務諸表等の表示を用いた記載」として掲げられている開示事項等につき、絞り込みや（影響の大きさを勘案した）取舍選択を可能とすることを検討していただきたい。

財務諸表で開示していない平残・利回り、自己資本比率、業務粗利益、業務純益等は評価の対象外としてよいのか、明確にしていきたい。

（理由）

「分解」には財務諸表作成とはまったく別のシステムやマニュアルによる複雑なプロセスを必要とするために、評価手続の文書化、整備・運用評価の自己点検テスト、内部・外部監査人の独立したモニタリングが必要となる。

「分解」して記載された非財務項目は、金融機関の場合、財務基礎データをかなり細かく分解して開示している。

(2) 「財務報告の範囲 口-b」

「大株主等の記載」については、持株比率の正確性も対象になるものと思われるが、どこまで会社としてその正確性を担保する作業が必要なのか、明示していただきたい（例えば、現実的には、証券代行業者からの連絡、受領した大量保有報告の内容などを踏まえて、大株主を把握しているのが現状と思われるが、これらの実務以上の作業まで要求されるのかどうか。）。

また、「なお書き」中の「財務諸表作成における重要な判断」の主旨・定義および「判断に及ぼす影響の大きさ」の判断基準が不明確であり、実務的な作業範囲の判定が困難である。明確にしていきたい。

(3) 「重要性の判断指針」

金額的重要性は、連結総資産、売上高、税引前利益などに対する比率で判断するものとされ、当該判断により決定された比率は資産・負債・資本・損益のいずれの項目にも、その特性に関係なく一律適用されることが前提とされているように思われる。

しかし、銀行のように資産・負債残高が大規模な企業の場合、貸借対照表項目にかかる金額の重要性基準と損益計算書項目にかかる金額の重要性基準

の間には相当程度乖離が生じることも合理性があるものと考えられる。

については、貸借対照表項目と損益計算書項目について異なる基準を設定する等、重要性の評価を行う対象項目の特性に応じた複数の基準を設定することも合理性がある旨の例示をしていただきたい。

また、質的な重要性の判断において、「例えば、上場廃止基準や財務制限条項に係る記載事項など投資判断に与える影響の重要性や、関連当事者との取引や大株主の状況に関する記載など財務諸表の作成に与える影響の重要性で判断する。」とあるが、「投資判断に与える影響の重要性」及び「財務諸表の作成に与える影響の重要性」との記載では、質的な重要性が具体的に何を意図しているものか不明であり、質的に重要と判断される状況のある程度列挙していただきたい。

2. 「2. 財務報告に係る内部統制の評価とその範囲」

(1) 「(1)財務報告に係る内部統制の有効性の評価」中「 連結ベースの評価範囲 □」

下記の理由から、持分法適用会社を評価対象に含めるべきではないと考える。

(理由)

- a. 支配権が及ばない持分法適用会社に対し、当該持分法適用会社に出資している会社が、内部統制の整備について指示・指導し、評価することは実務上の困難性が想定される。
- b. 当該持分法適用会社が、非上場会社であり、かつ上場会社の親会社を持たないケースでは、金商法に基づいた内部統制を整備するインセンティブが働かないと想定される。
- c. 評価方法について、現状の案文では、内部統制報告書の徴求から全社統制に関するヒアリングまで広い選択肢を容認しているため、その実効性に疑問がある。
- d. 会社法の内部統制システム構築では持分法適用会社は対象に含まれていない。また、SOX法では持分法適用会社は対象に含まれていない。

仮に評価対象にする場合であっても、その範囲決定に係る財務諸表に対する影響の重要性は、関連会社の持分法投資損益を基準に判断すればよいことを確認したい。

また、関連会社については子会社と同一の評価ができず、全社的な評価の統一性に問題が生じ、かつ欠陥の是正についても会社が是正に対する責

任を持つ立場にない等の問題点がある。

については、関連会社の外部監査人が発行する会計監査に係る監査証明書を入手・確認することで、関連会社の内部統制評価そのものは省略できるようにするほか、重要性の基準を設定してどの程度の評価を行う必要があるか基準を示していただきたい。

(2) 「(2)評価の範囲の決定」

「但し書」にて財務報告に対する影響の重要性が「僅少である事業拠点に係る」全社的な内部統制の場合は、評価の対象外とされているが「僅少」の具体的な基準が明確ではないので、どの事業拠点を対象に含めるかを判断することが困難である。対象範囲の明確化を図るべく、僅少の具体的な定義を明示していただきたい。

業務プロセスの評価範囲の決定については、草案記載の「重要な事業拠点の選定 業務プロセスの識別」という手順以外にも、業種や事業特性等に応じて、例えば「重要な勘定科目の選定 業務プロセスの識別」あるいは「重要な勘定科目の選定 当該勘定科目毎に重要な事業拠点の選定 業務プロセスの識別」等、他の手順も採用し得るように記載を変更いただきたい。なお、その際も「全社的な内部統制の評価が良好であれば、一定割合を例えば、概ね 2/3 程度」とすることが考えられる旨、明記いただきたい。

なお、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案（以下、基準案）」では、業務プロセスに係る評価の範囲の決定方法について、「財務諸表の重要な勘定科目の選定から開始する方法」を採用したものと考えられるが、実施基準案では、「重要な事業拠点の選定から開始する方法」に修正されている。後者に修正した理由を明らかにしていただきたい。

「業務プロセスに係る評価の範囲の決定」1行目以下に、「決算・財務報告に係る業務プロセスで、すべての事業拠点について全社的な観点で評価することが適切と考えられるもの」との記載があるが、どのようなものをどのように評価することを想定しているのか、例示していただきたい。

その際、決算・財務報告プロセスとして「(注)」にある3つの例示が、「全社的な観点で評価することが適切と考えられるもの」に該当するのか明確にいただきたい。

8頁の3行目に「上記以外の業務プロセスについては、以下の手順で評価範囲を決定する。」とあるが、ここでいう「上記以外」には、すべての事業拠点について全社的な観点で評価することが適切と考えられるもの

外の決算・財務報告も含まれることを明示的に記載していただきたい。

(理由)

18 頁の「b . 決算・財務報告プロセス」1 行目以下に、「上記 2 . (2) で記載したとおり、決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、全社的な内部統制に準じて、全社的な観点で評価が行われることとなるが、それ以外の決算・財務報告プロセスについては、それ自体を固有の業務プロセスとして評価することとなる。」との記載があり、決算・財務報告プロセスは 2 つに別れることが明白であるが、「上記」を指す 7 頁下段には全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについての記載しかない。明示的に記載しないと誤解が生じると考えられる。

(3) 「(2) 重要な事業拠点の選定」

実施基準案では、期末日直前に他企業を買収又は合併したこと、災害が発生したこと等の事由が生じたことにより、・・・本基準に準拠した評価手続を実施することが困難と認められる事情を「やむを得ない事情」として、評価範囲の除外とすることが規定されている。

この部分は、期末日直前というよりも該当する事象が発生したが内部統制報告書日までに、やむを得ず評価を完了することができない場合でその合理性が認められるとき、と記述すべきである。

大規模な合併や買収が国内のみならず海外で発生した場合には、内部統制の整備・運用の実態把握と文書化及びその評価テストに相当の時間を要するものと推定される。

(4) 「(2) 評価対象とする業務プロセスの識別」

実施基準案は「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目」として、一般的な事業会社の場合、「売上、売掛金及び棚卸資産」を例示しているが、当該例示以外の勘定科目（特に費用勘定科目）の取扱いが不明確なため、例示として追加していただきたい。また、「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目」に該当しない「量的重要性のある勘定科目」が評価対象となるのか否かを明確にしていきたい。

『当該重要な拠点が行う重要な業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性も僅少である業務プロセス』の示す意味が不明確であるため、次のように明確化すべきものとする。

「当該重要な事業拠点が行う重要な事業又は業務との関連性が低く、ある

いは財務報告に対する影響の重要性が乏しい業務プロセス」

3. 「3 財務報告に係る内部統制の評価の方法」

(1) 「(1) 経営者による内部統制評価」中「内部統制の評価体制」

(第4パラグラフについて)

- a. 独立したモニタリング部署の「独立性」の要件を明確化していただきたい。例えば、コントロールを設計・企画する部署とコントロールを実施する部署が異なる場合、当該設計・企画部署は「独立性」の要件を満たしていると言えるか、又はコントロールの設計・企画部署によるモニタリングは自己評価となることから「独立性」はないということかどうか。
- b. 「自己点検による実施結果に対して独立したモニタリングを適切に実施する」と評価できるための要件を明確化していただきたい。例えば、独立したモニタリング実施部署は、業務執行部署が行った自己点検結果に完全に依拠するのではなく、独立したモニタリング実施部署自らが直にサンプリング等を実施することにより、自己点検結果の妥当性を検証することが求められているのかどうか。
- c. 上記 b. について、独立したモニタリング実施部署によるサンプリングが必要である場合、サンプル数は少なくとも「財務報告に係る内部統制の監査」で示されている基準（25 サンプル以上）よりも小さくなると思われるが、具体的な目線を示していただきたい。
- d. 内部統制の評価における判断の基礎として利用可能な自己点検の範囲を明確化していただきたい。具体的には、業務プロセス統制のほか、全社統制、IT全般統制についても利用できるのかを確認したい。

(2) 「(2) 全社的な内部統制の評価」、 「(3) 業務プロセスに係る内部統制の評価」

13 頁「全社的な内部統制と業務プロセスに係る内部統制」3 段目の4 行目以下に、「全社的な内部統制の評価結果が、特に有効であると判断できる場合については、業務プロセスに係る内部統制の評価に際して、サンプリングの範囲を縮小するなど簡易な評価手続を取り、」とある。

一方、17 頁の2 行目以下では、「全社的な内部統制の評価結果が良好である場合や、・・・(中略)と判断される場合には、サンプリングの範囲を縮小することができる。」と記載されている。ともに、サンプリングの範囲を縮小できる場合についての記載であるが、全社的な内部統制の有効性の程度について、下線部分の整合性がとれていないと考えられるため、用語を整理していただ

きたい。

(3) 「(3) 評価対象となる業務プロセスの把握・整理」

「評価対象となる業務プロセスの把握・整理」において、評価対象は期末日における業務プロセスであり、期中に廃止・変更となった業務プロセスは対象ではないことを明示していただきたい。

(4) 「(3) 業務プロセスに係る内部統制の整備状況の有効性の評価」

「業務プロセスに係る内部統制の整備状況の有効性の評価」の最後に、「内部統制によって発見された例外事項に適時に対処する手続が設定されているか。」との記載があるが、ここでいう「例外事項」とはどのような意味が明らかにしていただきたい。

(理由)

内部統制により不正又は誤謬を発見することはあるが、「例外事項」を発見することはなく、文意が不明と思われる。

(5) 「(3) 業務プロセスに係る内部統制の運用状況の有効性の評価」

「ロ 運用状況の評価の実施方法」

実施基準案では、評価対象とする営業拠点等については、計画策定の際に、一定期間で全ての営業拠点を一巡する点に留意しつつ、無作為抽出の方法を導入するなどその効果的な選定方法について検討することになっている。

この規定を文字通り全ての営業拠点を数年間で一巡するように評価対象としなければならないと解すると、国内海外を含めて多くの拠点を持つ企業にとっては実務上の適用の困難が予想される。一巡の方法に代えて、営業拠点を重要性によりいくつかのグループに区分して、毎年評価対象とする拠点、隔年で評価対象とする拠点、その他無作為抽出する拠点と分類する方法が合理的と考える。

「ハ 運用状況の評価の実施時期」

「ハ．運用状況の評価の実施時期」のなお書きにおいて、「決算・財務報告プロセスに係る内部統制の運用状況の評価については、・・・(中略)、期末日までに内部統制に関する重要な変更があった場合には適切な追加手続が実施されることを前提に、前年度の運用状況をベースに、早期に実施されることが効率的・効果的である。」と記載されているが、適用初年度についても、適用することを明記していただきたい。

(理由)

なお書きは、決算・財務報告プロセスの評価時期について、実務上の配慮を示したものであり、評価負荷が一番高い適用初年度について適用することが必要と考えられる。

(6) 「(3) ITを利用した内部統制の評価」中「二 c.前年度の評価結果を利用できる場合」

実施基準案では、「経営者は、自動化された内部統制が前年度に内部統制の不備が発見されずに有効に運用されていると評価された場合、・・・及び関連する全般統制の整備及び運用の状況を確認及び評価した結果、全般統制が有効に機能していると判断できる場合には、その結果を記録することで、前年度に実施した内部統制の評価結果を継続して利用することができる」としている。

この趣旨を文字通り解釈すると、前年度に実施した評価結果のみを当年度に利用できることになるが、規定されている他の条件を満たせば、前回の評価結果を当年度に利用できるべきと考える。なお、必要ならば、3ないし5年に一度はベースライン・テストを再実施すべきであると記述することも考えられる。

(7) 「(4)内部統制の有効性の判断」中「八 全社的な内部統制に不備がある場合」

「内部統制の重要な欠陥となる」事例として、「d . ITのアクセス制限に係る内部統制に不備があり、それが改善されずに放置されている」ケースが示されている。これは「ITに係る全般統制」の不備であるものと解釈されるが、「ITに係る内部統制の有効性の判断 イ . ITに係る全般統制に不備がある場合」において、「直ちに重要な欠陥と評価されるものではない」と記載されているとともに、「虚偽記載が発生するリスクが高まる」ことについても言及されていることを踏まえると、「全社的な内部統制」の不備事例として挙げることは必ずしも適切ではないと考えられる。

(8) 「(4) 業務プロセスに係る内部統制の有効性の判断」

「イ . 内部統制の整備上の有効性の評価」において、内部統制の有効性の評価は、「虚偽記載が発生するリスクを合理的なレベルまで低減する」か否かを確認するとあるが、例えば、内部統制の整備上の有効性評価は、固有リスク及び統制リスクの評価からなると考えられるため、固有リスク及び統制リスクを評価する場合に判断すべき事項、目線等を示すなど、具体的な評価手

法の提示が必要と考える。

(9) 「(5)内部統制の重要な欠陥の是正」

「(5)内部統制の重要な欠陥の是正」の枠内文章において、「重要な欠陥が発見された場合であっても、それが報告書における評価時点（期末日）までに是正されていれば、財務報告に係る内部統制は有効であると認めることができる。」とあるが、「是正」とは、どのような状況をいうのか明確にしていきたい。

（理由）

同じ枠内に「（注）期末日後に実施した是正措置については、報告書に付記事項として記載する。」とあり、また、「期末日後に実施した是正措置に関する評価手続」のなお書きにおいて、「提出日までに有効な内部統制を整備し、その運用の有効性を確認している場合には、是正措置を完了した旨を、実施した是正措置の内容とともに記載する。」とある。両者を勘案すると、「是正」とは是正措置を実施することをいい、是正措置の完了を意味する運用状況の有効性の評価までは含まないと解されるが、整備状況の有効性の評価まででよいのか不明である。

4. 「(参考1) 財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」

IT全般統制については、の監査の目線からの検討ポイントが示されているが、全社統制の評価項目のように、経営者の目線からみた例示を示していただきたい。

財務報告に係る内部統制の監査

「4 内部統制監査の実施」

1. 「(2)業務プロセスに係る内部統制の評価の検討」

(1) 「ロ 業務プロセスに係る内部統制の運用状況の検討」

「基本的に、監査人自ら選択したサンプルを用いた試査により適切な証拠を入手する方法で行われる」とあるが、「サンプル」ベースであれば、個々のサンプルにより結果が異なるケースが十分考えられる。

「ダイレクト・レポーティング」を採用しなかったことと、「監査人自ら選択したサンプルを用いた試査」が原則とされることとの関連がどう整理されているのか明らかにしていきたい。「ダイレクト・レポーティング」でなければ、本来的には、会社のサンプルの選択方法に問題がなく、サンプルの数が十分であれば、監査法人が自らサンプルを選択する必要はないと思われる。

る。

また、そもそも経営者はサンプル件数やサンプルの対象期間まで決定することが求められており(「 」18頁「a.内部統制の形態・特徴等」) これらの決定方法の解説も必要と考える。

(2)「 ITを利用した内部統制の評価の検討」中「八 ITに係る業務処理統制の評価の検討 c」

「なお、IT を利用した内部統制は一貫した処理を反復継続するため、…人手による内部統制よりも、例えばサンプル数を減らし、サンプルの対象期間を短くするなど、一般に運用状況の検討作業を減らすことができる」とあるが、「少なくともアプリケーションによるコントロールについては、サンプル数は1件で充分である」旨、明記していただきたい。

(3)「 業務プロセスに係る内部統制の不備の検討」中「ロ 影響が実際に発生する可能性の検討」

「発生確率をサンプリングの結果を用いて統計的に導き出す」方法並びに「リスクの程度を定性的(例えば、発生可能性の高、中、低)に把握し、それに応じて予め定めた比率を発生確率として適用する」方法について、設例による解説を追加していただきたい。

「ロ・影響が実際に発生する可能性の検討」の2段落目に、「検出された例外事項」との記載があるが、ここでいう「例外事項」とはどのような趣旨が明らかにしていただきたい。

(理由)

「 業務プロセスに係る内部統制の不備の検討」に関する中での記載であるが、文脈との関係で趣旨が不明と思われる。

2.「(3)内部統制の重要な欠陥の報告と是正」

「監査人は、内部統制監査の過程で発見された内部統制の重要な欠陥については、商法監査の終了日までに、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告することが必要になると考えられる」とあるが、趣旨は理解できるものの根拠法令もスケジュールも異なる商法監査について触れる必要はないと考える。

また、商法監査のスケジュールを過度に意識することにより、会社側・監査人側双方に多大な負担を強いる恐れもあることから、本記載は削除し、会社・監査人の判断によることとしていただきたい。

なお、本記載が削除されない場合、「商法監査」を「会社法監査」に変更していただきたい。

「 重要な欠陥の是正状況の検討」

内部統制に絡む「後発事象」は財務報告に係る修正後発事象又は開示後発事象とは概念的にことなるものと思われるため、明確な定義付け及び例示の作成を要望する。

3. その他

- (1) 提示された実施基準については、事業会社を前提に記述されているが、銀行という業態にあつてのガイドラインを策定していただきたい。基準となる勘定科目や重要拠点選定におけるカバー率、対象となる業務や複雑な経理処理について、銀行業としてどのように適用するのか等、「ガイドライン」を策定することが有用と思われる。
- (2) 米国基準の見直しが予定されているが、その内容が今回の実施基準でも十分吟味されるようにしていただきたい。
- (3) 金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 によれば、内部統制報告書を作成する会社は、「有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、金融商品取引所に上場している有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるもの」とある。「その他の政令で定めるもの」の定義を実施基準に明記いただきたい。

(確認・質問事項等)

内部統制の基本的枠組み

1. 米国の「企業改革法」第 404 条との関係

米国 SEC 登録企業については、SOX 法 (404 条) に基づき対応しているので、評価範囲の決定や評価の方法については、そのまま適用することで問題がないことを確認したい。

2. 「2. 内部統制の基本的要素」「(6) IT の利用」「イ. 組織目標を達成するための IT の統制目標」

正確性の観点で着目すべきは、取引データから仕訳データが金額や勘定科目等について正確に作成されているかという点でよい。例えば、データ入力時には組み合わせチェック (一定の定義による異常値チェック) がなされることがあるが、係るチェックは財務報告の信頼性の観点から直接関係がないと判断できるならば、データ入力という処理を評価及び監査の対象外とすることもできるという理解でよい。

財務報告に係る内部統制の評価及び報告

1. 「1. 財務報告に係る内部統制の評価の意義」

(1) 「財務報告の範囲 口.a」

有価証券報告書の作成プロセスにおいて「財務諸表に記載された内容が利用される」の定義が曖昧であるが、狭義の意味で重要な部分は、金額、数値の転記・計算・要約という解釈でよいか。

「口.a」の「体制が整備運用されている」とは、具体的にどのような「体制」を想定しているのか。また、「口.b」の「財務諸表作成における重要な判断に及ぼす影響の大きさを勘案して」について、「重要な判断に及ぼす影響の大きさ」は客観的な定量化は困難と思われるが、そのようなものをどのようにして勘案すればよいか。

(2) 「重要性の判断指針」中「イ 内部統制の不備」

「取引を開始、記録、処理、報告」とあるが「承認」の記述が必要と思われる。

2. 「2. 財務報告に係る内部統制の評価とその範囲」

(1) 「(1)財務報告に係る内部統制の有効性の評価」

「 連結ベースの評価範囲」

「内部統制報告書が作成途上である場合における当該会社からの報告等を含む」の「報告書等」は、何を想定しているのか。正式な对外報告される内部統制報告書のドラフト程度のもので構わないとの理解でよいか。

「 イ 委託業務の評価の範囲」

「企業が財務諸表の基礎となる承認、実行、計算、集計、記録又は開示事項の作成等の業務」とは、具体的にどのような業務か。具体的事例の列挙や軽微基準の導入等により対象範囲を限定しないと、評価対象範囲が拡大し、委託会社に対する報告書の作成・提出依頼が殺到するなど、実務が混乱するおそれがある。

「 口 委託業務に係る内部統制の評価」

a. 「当該報告書等が十分な証拠を提供しているかどうか」の検討は、具体的にどのように行えばよいか。

委託業務の評価については、自社の評価と比較してとり得る手段に制約がある可能性が高い現実も踏まえるならば、代替手段を明示する必要があるのではないか。

- b. 委託業務の評価において、必要な内容は、委託している当該業務のみへの直接の内部統制（業務処理統制）だけか、全社統制・IT全般統制も含むのが評価範囲を明確にしていきたい（本文中「a」の内容からは、委託業務内容のテストができれば、委託先会社の中で行われている内部統制内容の確認や実施状況の確認は不要と考えられる。）。
- c. ITのシステム開発業務委託の場合、委託したシステムを導入する前に検収テストを通常行うが、それが適切に実施されていることが確認できれば十分と理解してよいか。

(2) 「(2) 評価の範囲の決定」

「 重要な事業拠点の選定 （注1）」

銀行の場合、例えば、事業の重要性を示す指標として売上は使えず、経常収益も重要性を図る指標としては不適切と考えられる。他の指標（例えば業務純益+営業経費の5%や総資産の5%などといった売上高以外の指標）が銀行業として別途作成されるのか。

「 評価対象とする業務プロセスの識別 イ」

- a. 銀行の場合、「売上、売掛金及び棚卸資産」にかわる勘定科目が別途、示されるか。またそれは何か。
- b. 原案の場合、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点の「僅少の基準」と同様、業務プロセスについても「僅少の基準」は別途、示されるのか。

「 ロ」

- a. 例示された事業又は業務を本来業務として行う銀行業においては、例示された定性的な判断基準をもって追加的に評価対象を検討すると、結果としてこれらの事業または業務が相当出てくる可能性があり、評価及び監査範囲が必要以上に過大となってしまう懸念があるのではないか。これらの業務の選定についても何らかの重要性の基準、「僅少」である拠点の除外を認めていただきたい。
- b. 銀行の場合、複雑な会計処理が必要な取引とは具体的にどのような取引をいうのか。例示していただきたい。

3. 「3. 財務報告に係る内部統制の評価の方法」

(1) 「(1) 経営者による内部統制評価」

評価者の「独立性」に関しては、営業店での評価作業などを効率的に行うため、統制活動を行っていない同じ店部の別の組織（課やチームな

ど)による評価作業を利用することも認めていただきたい。「独立したモニタリングを適切に実施する」のであればよいということで自己点検での評価作業を認めるとは、統制を実施している部署により自己点検を認めるという趣旨か確認したい。

「モニタリング」とは、自己点検の事後的なサンプリング等による評価作業の適切性の検証があればよいと理解してよいか。独立したモニタリングを行うことを前提とした自己点検という場合、統制活動を実施しているものによる評価が含まれると解釈してよいか。

「自己点検による実施結果に対して独立したモニタリングを適切に実施する」の「独立したモニタリング」は「独立的評価」と同義か、又は別の概念か。

自己点検の実施とそれを利用した独立モニタリングの実施というアプローチは、ベストプラクティスとの位置付けか、又は採用可能な評価方法の1つという位置付けか。

「自己点検」は他社(外部委託先)の実施でも問題ないか。

(2)「(2)全社的な内部統制の評価」中「全社的な内部統制と業務プロセスに係る内部統制」

「簡易な評価手続」等の採用は、本規制導入初年度にも適用できるとの理解でよいか。

(3)「(3)業務プロセスに係る内部統制の評価」

「業務プロセスにおける虚偽記載の発生するリスクとこれを低減する統制の識別」

経常的・反復的に行われる商取引において、偶発的に社内の承認手続き漏れがあった場合、係る事態を理由として無効を相手先に申し立てることが商慣行として考えにくい場合も、当該承認漏れにつき評価及び監査の対象とする必要があるのか。(このようなケースまで一律に評価及び監査対象とすると、財務報告の信頼性よりも資産の保全により着目した制度運営となる懸念がある。)

「業務プロセスに係る内部統制の運用状況の有効性の評価」

- a. 経営者から委託され運用状況の評価する者について何らかの制限を考慮すべきか、確認致したい。
- b. 以下の諸点について、具体的要件や内容を確認したい。
 - ・ 内部統制の統一性をモニタリングする内部監査(カバー割合、実施

時期等

- ・ 事業拠点の特性に応じた分類に係る具体的観点
- ・ グループの一部の営業拠点の「一部」の考え方・基準
- ・ サンプルングの単位の考え方（「広範に導入されている」「同一の方針に基づく標準的な手続が導入されている企業内部の複数の事業拠点」等の考え方で良いか、確認したい）

c. 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の運用状況の評価について、「・・・前年度の運用状況をベースに、早期に実施されることが効率的・効果的である」とあるが、「期末日までに内部統制に関する重要な変更」がない場合には、今年度の運用状況の評価する必要がないという意味か確認したい。

「 八 運用状況の評価の実施時期」

「適切な時期に運用状況を実施」とあるが、「適切な時期」の具体的な時期は示されるか。内部監査人等が有効性評価作業を行う場合、期末時点で内部統制が有効であることを確認する必要があるが、経営者の評価については評価期間を幅広くとり作業を平準化しなければ現実的に対応困難である。プロシージャーの変更やシステム更改がないことを確認した上で評価期間を長く設定できるよう評価の時期については制限を設けるべきでない。

「 二 評価の実施方法の決定に関する留意事項」中「a. 内部統制の形態・特徴等」

「評価を実施せずに」とあるが、どのような場合に「評価を実施せずに」が適用できるのか。

(4) 「(4)内部統制の有効性の判断」中「 八 虚偽記載が発生する場合の影響度と発生可能性の評価」

不備の程度を量的に判断するためのガイドラインが別途示されるのか。

(5) 「(7)評価手続等の記録及び保存」中「 記録の保存」

有効性評価においては評価対象会計年度中に発生した伝票等のサンプルの試査が発生することが想定されるが、当該サンプルのみ他の同種伝票類とは分別して証拠書類として保存することは現実的ではないと思われる。一方、分別した証拠書類保存のために当該サンプルをコピーする場合、証拠書類保存のためだけのコピー作業が膨大なものとなる可能性があるばかりか、綴じられた伝票簿をコピーのために分解することによ

る書類散逸の危険性もあるが、このような作業が必要となるのか。

「後日、第三者による検証が可能となるよう、関連する証拠書類をあわせて保存する」とあるが、「発見した不備」に係る証拠書類以外は、全てではなく、監査人が経営者による内部統制の評価の妥当性が検証できる範囲で良いか、確認したい。

(6) 「(参考1) 財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」

全体に関する事項

- a. 銀行又は金融機関に別途、評価事項の例が示されるのか。
- b. 評価項目のうち、財務報告にフォーカスしたものが否かが必ずしも判然としないものが多数あるため、評価範囲を明確にする必要がある。また、それぞれの評価項目について、財務報告にフォーカスしているか否かについて、そのように決めた理由・考え方を明確にしていきたい。
- c. 各評価項目の評価方法については、12頁の「全社的な内部統制の評価方法」に簡単な記載があるが、より詳細かつ実務的な指針を明示していただきたい。各評価項目のうち、体制及び規程等の存在有無の確認のみで済むものは比較的容易であるが、運営及び実態の適切性を問うているものについては、その判断が極めて難しいため、その判断に当たっての一定の目線が必要と考える。また、ガバナンスに係る評価項目について、実務的に誰がどのようにして評価するべきかについても示していただきたい。
- d. 平成17年12月8日付「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」には「財務報告に係る内部統制の報告」という項目があるが、本草案には当該項目が存在しないのは如何なる理由か。投資家等の便宜も考えるならば、内部統制報告書の様式雛型のようなものを提示すべきではないか。

「統制環境」

9番目の「信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容は、定期的に見直され、常に適切なものとなっているか」は、具体的にどのような実務を想定しているのかを例示していただきたい。

「リスクの評価と対応」

- a. 1番目の「有効なリスク評価の仕組み」とは、財務報告に係る内部統制整備に関する仕組みのことを言っているのかどうかを明確にすべき。
- b. 2番目及び3番目の「リスク」は財務報告に係るリスクであるかどうか

かを明確にすべきである。

- c. 3番目の「リスクを再評価する仕組み」について、毎年度定期的に財務報告に係る内部統制の評価をする際に、組織変更やIT開発の状況を勘案することになると思うが、そうした実務を聞いているのかどうかを明確にすべきである。

「統制活動」

- a. 2番目の職務分掌及び権限・職責の分担に関する評価項目は、「信頼性のある財務報告の作成に関し」との記載があるが、財務報告作成担当部署のこのみを念頭におけばよいのかどうかを明確にすべきである。
- b. 使用されている「統制活動」という用語は、財務報告に関するものに限定されるかが不明確であるため、その点を明確にすべきである。
- c. 使用されている「リスク」という用語についても、「信頼性のある財務報告の作成に対するリスク」と、単に「リスク」として標記されているものがあるため、その対象範囲を明確にすべきである。

「情報と伝達」

- a. 2番目の「会計及び財務に関する情報が、関連する業務プロセスから適切に情報システムに伝達され・・・」の「情報システム」はITのことを指しているのかどうか不明確であるため、対象範囲を明確にすべきである。
- b. 3番目及び6番目の「内部統制に関する・・・情報」の「内部統制」の範囲を明確にすべきである。

「モニタリング」

- a. 各評価項目で使用されている「モニタリング」の概念定義を明確にすべき。例えば、独立的評価のみではなく日常的モニタリングも含まれるかどうか、独立的評価のうち内部監査部署によるもの以外のものも含まれるかどうかを明確にすべきである。
- b. 5～7番目の評価項目で使用されている「内部統制」は、財務報告に係るもの以外も含まれるかどうかを明確にすべきである。

財務報告に係る内部統制の監査

1. 「4. 内部統制監査の実施」

(1) 「(1)全社的な内部統制の評価の検討」中「全社的な内部統制の整備及び運用状況の検討」

「内部統制の運用状況に関する記録が作成されないケース」はどのようなケースを想定しているのか。例えば、「 」の「(参考1)」に記載のある全社統制の質問項目のうち、「適切な役割分担」、「適切なもの」、「適切な範囲」といった定性的判断を要する事項を想定しているのか。

上記の通りであれば、このような事態は「統制環境」に限定されたものではなく、「統制活動」等の項目にも当てはまるのではないか。

(2) 「(2)業務プロセスに係る内部統制の評価の検討」中「ロ a. 運用状況の検討の内容及び実施方法」

11月6日の内部統制部会議事録には、信頼度やサンプル数について経営者に対して直接的に基準を示していないという趣旨の記録があるが、ダイレクト・レポーティングは原則として行わないという制度趣旨からすれば、結局当該記載内容が経営者にとっても事実上の基準となるという理解でよいか。また、日常反復継続する取引よりも低頻度の取引についてもサンプル件数の目安を示した方がよいのではないか。

一方で、外部監査人はサンプリングで必要と考えるサンプル数を持っているようであるが、監査人の要求とも相容れる基準としていただきたい。

「(例えば、日常反復継続する取引について、統計上の正規分布を前提とすると、・・・)」とあるのは、正確には正規分布ではなく「二項分布」ではないか。

(3) 「(6)他の監査人等の利用」中「内部監査人等の作業の利用」

「イ 内部監査人等の作業の検証」

a. 「 .3.(1) 内部統制の評価体制」に記載のある、自己点検結果を独立的にモニタリングする部署は、「内部監査人等」に含まれるとの理解でよいか。

b. 自己点検結果のうち、内部監査人等による独立的なモニタリングが行われたものについて、外部監査人が依拠可能と判断した場合には、当該自己点検結果全てに依拠できるとの理解でよいか。例えば、内部監査人等が、100件の自己点検結果のうち20件について独立的なモニタ

リングしているような場合に、外部監査人が依拠できる範囲は、独立的なモニタリングをした 20 件に限定されるのではなく、100 件の自己点検結果全体に及ぶとの理解でよいか。

「□ 内部監査人等の作業の検証にあたって実施すべき手続」

「評価を実施した業務から独立」とは、独立した内部監査部門に所属することが要件か、また、業務部署内の当該コントロールに従事していない者が含まれるか、確認したい。

また、内部監査人が評価作業を行えば、業務現場でのテスト自体は内部監査人が行う必要はないと考えて良いか、確認したい。

2. その他

運用評価に係るフレームワークが明示されておらず、また実施基準が具体的でないため、監査人の判断に委ねられる部分が多くなり、結果として過剰な負担を求められることが予想される。これを回避するために、具体的な実施基準の策定を要望したい。

以 上